

## 社会福祉法人磐田市社会福祉協議会子育て支援員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て支援を目的として、社会福祉法人磐田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が設置する子育て支援員について、必要な事項を定めるものとする。

(子育て支援員の定義)

第2条 子育て支援員の定義は、保育園、幼稚園及び小中学校で保育士又は教諭として実務経験があり、本会の登録職員として雇用契約を締結した者をいう。

(業務内容)

第3条 子育て支援員の業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 事業の企画、運営、支援及び助言
- (2) 子育てサロンの普及活動
- (3) 子育て支援事業の調査研究
- (4) 関係機関との連絡調整
- (5) その他必要な業務

(子育て支援員登録手続き)

第4条 子育て支援員の登録を希望する者は、子育て支援員登録申請書（様式第1号）を本会会長へ提出するものとする。

(子育て支援員の派遣対象事業等)

第5条 子育て支援員の派遣及び活動対象事業は、次のとおりとする。

- (1) 市内の福祉団体（以下「団体」という。）が実施する子育て支援事業
- (2) 本会が実施する子育て支援事業
- (3) その他本会会長が必要と認めた事業

(派遣申請)

第6条 子育て支援員の派遣を希望する団体は、活動日の1箇月前までに本会会長へ子育て支援員派遣申請書（様式第2号）を提出するものとする。

(子育て支援員の給与等)

第7条 子育て支援員の賃金、サービス、災害補償等は、本会の登録職員の雇用等に関する就業規程によるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。